

報告第11号

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸本 聡子

令和5年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

自 令和 5年4月 1日

至 令和 6年3月31日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目 次

令和5年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

	ページ
1 事業の概要	3
総括表	5
2 事業実績	
(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに 関する各種大会の運営に関する事業	6
(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業	8
(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業	8
(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業	9
(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業	10
3 令和5年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事会開催状況	12
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿	13
4 令和5年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員会開催状況	14
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿	15

令和5年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

1 貸借対照表	19
2 正味財産増減計算書	20
3 正味財産増減計算書内訳表	22
4 財務諸表に対する注記	25
5 附属明細書	27
6 財産目録	28

令和5年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算監査報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

… 33

… 37

令和5年度

事業報告

1 事業の概要

令和5年度は、指定管理施設業務を終了して2年目を迎え、令和4年度の経験を踏まえて新たな事業にも取り組んだ。また、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、必要な感染症対策を講じながらも、コロナ禍前に事業規模を戻した事業も少なくない。

10月には令和5年度から令和12年度を期間とする財団スポーツ推進プランを策定し、このプランに沿って、区民の健康づくりやスポーツの普及に向けた着実な歩みを開始した。

(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業(第1号事業)

令和4年度に引き続いて、民間では実施することができない公益性の高い事業を実施した。

都立高校の体育施設開放事業を活用し、新たな取組として「杉並こども歌舞伎塾」をはじめ、夜間に三つの教室を開講した。

地域に出向いての出張教室事業は、地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担う財団にとって欠かせない事業である。令和4年度はコロナ禍もあって実績はなかったが、令和5年度は、地域区民センター協議会やケア24、学校支援本部など、延べ8回の事業を実施した。

恒例となっている春と秋の区民歩こう会及びファミリー駅伝は区民実行委員会と相談の上、コロナ禍前の規模に戻し、区民歩こう会は370人の参加があった。(ファミリー駅伝は雨天中止。)

令和4年度に移管された「スポーツ始めキャンペーン」は、より身近な施設でスポーツに取り組むきっかけづくりができるよう実施施設を3施設増やすことができた。

応援するスポーツでは、パラリンピックの出場権をかけた車いすラグビーの国際大会観戦企画を7月に実施し、100人の参加者を見込んでいたところ、これを大幅に上回る154人の区民が参加した。さらに区民体育祭には、感染症対策を講じて、令和4年度より814人多い、14,865人の区民が参加している。

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内スポーツ団体の活動が安定して行われ、より発展するよう育成・支援するとともに、スポーツの指導者を養成する事業を実施した。

杉並区体育協会の事務局として、運営が円滑に進むよう努め、令和5年度は杉並区体育協会に所属する杉並区スポーツ少年団50周年記念式典、コロナ禍で中止となっていた新年懇親会を久しぶりに開催した。また、事務局の事務を効率的、正確に進めるため、杉並区体育協会等の会計事務のシステム化を実施した。一方、スポ・レク体験事業として杉並区スポーツ・レクリエーション協会と共催で実施しているふれあいスポ・レクまつり(サウンドテーブルテニス、卓球バレー等を実施)は、周知広報活動を抜本的に強化して、前年度にはあまり見られなかった親子や障がい者の参加が多くあった。

指導者養成事業では、区から受託している「すぎなみスポーツアカデミー」は令和5年度に大幅にリニューアルした。このうち令和5年度に初めて実施した「スポーツ・レクリ

ーション指導者養成講習会」には当初予定していた定員を上回る 43 人の参加者があり、31 人の受講者が（公財）日本レクリエーション協会公認「スポーツ・レクリエーション指導者」資格を取得した。また、学校支援本部等との協力のもとに開催するジュニアスポーツ支援講座には 113 人、杉並区体育協会や杉並区スポーツ少年団、杉並区スポーツ・レクリエーション協会各団体との協力のもとに開催する地域スポーツ関係団体専門科目には、75 人の参加があった。

民間障がい者通所施設へのスポーツ・レクリエーション教室は、令和 4 年度に比べて実施回数が減っているが、これは令和 4 年度に実施したいくつかの施設においては財団が適宜支援を行いながら自主的にスポーツ・レクリエーション活動を行うようになった結果であり、本事業の目的に沿うものである。

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第 3 号事業)

区民のスポーツ活動を促進するため、広報紙の発行やホームページ、SNS の活用により、地域のスポーツ情報の広報周知活動を実施した。

令和 5 年度は広報紙「マイスポーツ すぎなみ」を年 5 回発行し、新聞折込や区内施設に配布した。また、令和 4 年度に NPO 法人と話し合いを重ねて、マイスポーツすぎなみの教室情報を NPO 法人の関連サイトで検索できるシステムの運用を開始した。

財団のホームページには、169,832 件のアクセスがあった。

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第 4 号事業)

令和 5 年度から受託したユニバーサルタイム支援業務は、13 回のユニバーサルタイムの当日の準備・運営支援のほか、障害者スポーツネットワーク会議の運営支援、ユニバーサルタイムの周知等を行った。障がいがある人もない人も気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション体験の機会を提供するふれあいスポ・レク体験会は、地域、団体とのつながりを活かした広報周知を強めた結果、147 人の参加があり、大変盛況であった。

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第 5 号事業)

令和 5 年度における業務委託契約に基づき、蚕糸の森公園運動場及び杉並第十小学校温水プールの受付管理等業務を行った。新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症へ移行されたところであるが、これらの施設について、引き続き感染症対策に留意しつつ、区民が安全・安心に利用できるよう努めた。

(6) その他

指定管理施設業務から撤退して 2 年目に当たる令和 5 年度は、令和 4 年度の事業実施の経験と反省を踏まえ、広報・周知活動を強化するなどの取組を進めた。その結果、実施回数が大幅に増えた事業や、定員を上回る事業、令和 4 年度に比較して大きく参加者が増えた事業もあった。また、都立高校の体育施設開放事業を活用して、財団独自の事業も展開した。

令和 6 年度は、令和 5 年度の経験を踏まえて、健康スポーツライフ杉並プランで位置付けられている地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担う役割を更に進めたい。

事業実績 総括表

事業名	開催場所・その他	事業規模等	
スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業(第1号事業)	都立高校、区施設及び民間施設を利用した教室	事業	10事業
		延参加者	1,270人
	野外事業	事業	4事業
		延参加者	410人
	共催事業	事業	4事業
		延参加者	668人
	イベント・大会等	事業	8事業
		延参加者	19,349人
スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)	スポ・レク体験事業	事業	1事業
		延参加者	19人
	専門家派遣・児童館連携事業	事業	2事業
		延参加者	3,122人
	スポーツ・レクリエーションの出張教室	事業	1事業
		延参加者	226人
	すぎなみスポーツアカデミー	事業	1事業
		延参加者	416人
	部活動活性化事業	事業	1事業
		延参加者	478人
	初級パラスポーツ指導員養成講習会	事業	1事業
		延参加者	58人
	杉並区体育協会、杉並区スポーツ・レクリエーション協会等の支援	事業	
		延参加者	
	講演会・講習会の開催	事業	1事業
		延参加者	56人
総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援	事業	1事業	
	延参加者	32人	
スポーツアドバイザーの派遣	事業	1事業	
	延参加者	379人	
スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)	広報紙の発行	694,000部	
	財団ホームページ	財団が実施した事業等の情報を掲載し、広く発信した。	
	SNS	SNSを活用し、機動的に身近なスポーツに関する話題や教室等の情報発信を行った。	
	歩っとすぎなみ	区内等のウォーキングのマップによる情報提供を行った。	
杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)	プール	種目	22種目
		延参加者	2,541人
	教室・イベント	事業	4事業
		延参加者	955人
区の事業への応援	事業	3事業	
杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第5号事業)	運動場	延利用者	28,021人
	温水プール	延利用者	72,880人
計			130,880人

2 事業実績

当該年度における1年間の事業実績は次のとおりである。

(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツに親しみ、生涯にわたりスポーツに参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民のスポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

▼ 学校施設を利用した教室

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
杉並こども歌舞伎塾(新規)	都立西高校	小学生～高校生	10月～2月	10回	53人
小学生チャレンジ教室(新規)	都立豊多摩高校	小学生、小学生親子	6月～12月	8回	163人
ナイトエクササイズ(新規)	都立杉並高校	一般区民	7月～12月	10回	117人
都立学校施設開放	都立豊多摩高校	小・中学生	5月～3月	24回	402人
延参加者合計					735人

▼ 他の指定管理施設及び民間施設等を活用した教室

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
スポーツ・レクリエーションの出張教室	ケア24、町会、地域区民センター等	一般区民	7月～3月	8回	195人
スポーツ・レクリエーションの出張教室	区立障がい者施設	障がい者等	4月～3月	9回	111人
ふれあいフットサル	高円寺みんなの体育館	障がい者・一般区民	4月～3月	5回	59人
ウォーキングフットボール			4月～3月	6回	110人
ビーチスポーツ	TAC杉並区永福体育館 ビーチコート	幼児親子、小学生	11月	5回	33人
ウォーキングラリー	杉並区交流協会	外国人	5月	1回	27人
延参加者合計					535人

▼ 野外事業

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
区民歩こう会(春)	都内近郊	一般区民	5月	1回	196人
区民歩こう会(秋)	関東近郊	一般区民	10月	1回	174人
ファミリー駅伝	蚕糸の森公園運動場	一般区民	2月 ※雨天中止	1回	0人
カヌー教室(新規)	青梅市多摩川	小学生親子	8月	1回	40人
延参加者合計					410人

▼ 共催事業

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
ゴルフ体験教室	ハイランドセンター	一般区民	6月	1回	44人
スキー教室	上信越方面	一般区民	3月	1回	78人
わんぱく相撲大会	区立阿佐ヶ谷中学校	小学生	5月	1回	195人
ふれあいスポ・レクまつり	荻窪体育館	一般区民	4月	1回	351人
延参加者合計					668人

▼ イベント・大会等

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
都民体育大会派遣	都内体育施設	一般区民	5月～3月	1回	377人
都民生涯スポーツ大会派遣	都内体育施設	一般区民	10月～12月	1回	137人
都民スポ・レクふれあい大会派遣	都内体育施設	一般区民	9月～11月	1回	68人
応援するスポーツ	味の素スタジアム、東京体育館	一般区民、小学生	6月～10月	4回	1,925人
スポーツフェスティバル	区内体育施設	一般区民	10月9日	1回	1,208人
スポーツ始めキャンペーン	区内体育施設等(15施設)	一般区民	10月～1月	1回	543人
スポーツコンシェルジュ	区内体育施設	一般区民	10月～3月	3回	226人
延参加者合計					4,484人

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
区民体育祭					
総合開会式	永福和泉地域区民センター	一般区民	6月	1回	44人
夏季大会(3種目)	和田堀公園プールほか		7月～9月	1回	414人
秋季大会(23種目)	区立体育館、運動場ほか		6月～3月	1回	10,928人
冬季大会(3種目)	区立運動場ほか		9月～3月	1回	1,580人
スポ・レク大会(15種目)	区立体育館ほか		6月～1月	1回	1,899人
延参加者合計					14,865人

総事業数	26事業	延参加者総数	21,697人
------	------	--------	---------

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業（第2号事業）

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

事業名		開催場所	対象者	実施月等		延参加者
スポ・レク体験事業 ※		荻窪体育館(小体育室)	一般区民	4月	1回	19人
専門家派遣事業		区立小・中学校	小・中学生	4月～3月	14回	1,117人
児童館連携事業		区立児童館	小学生～高校生	4月～3月	103回	2,005人
スポーツ・レクリエーションの出張教室		民間障がい者通所施設	障がい者等	9月～2月	15回	226人
すぎなみ スポーツ アカデミー	スポーツ・レクリエーション指導者養成講習会	区内体育施設ほか	一般区民	1月～3月	1回	43人
	ユニバーサルタイムサポーター養成講習会(運営支援)		一般区民	9月	1回	10人
	ジュニアスポーツ支援講座		小・中学生	9月～2月	4回	113人
	地域スポーツ関係団体専門科目		一般区民	12月～2月	3回	75人
	障害者サポーター講座		一般区民	9月～1月	2回	27人
	フォローアップ講座		一般区民	10月～3月	4回	148人
部活動活性化事業		区立中学校	中学生	4月～3月	64回	478人
初級バラスポーツ指導員養成講習会		TAC杉並区永福体育館 高円寺みんなの体育館	一般区民	11月・12月	3日	58人
杉並区体育協会事務局 杉並区スポーツ・レクリエーション協会事務局		財団	体育団体			
杉並区体育協会講習会の開催		ワイム会議室	一般区民	3月	1回	56人
総合型地域スポーツクラブ設立運営支援		高円寺学園	一般区民	2月	1回	32人
スポーツアドバイザーの派遣		区立体育館	一般区民	4月～3月	209回	379人
※スポ・レク体験事業は、杉並区スポーツ・レクリエーション協会と杉並区スポーツ振興財団の共催で実施した。					延参加者合計	4,786人

総事業数	11事業	延参加者総数	4,786人
------	------	--------	--------

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業（第3号事業）

広報紙やホームページ等の活用により、スポーツに関する情報を提供し、スポーツの普及啓発を図る。

項目	対象者	内容
広報紙の発行	一般区民	財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行した。年5回694,000部
財団ホームページ		体育施設利用案内、教室・大会等の案内、クラブ紹介、財団ブログ、広報紙「マイスポーツすぎなみ」の掲載、教室・イベントの申込受付等を行った。
SNS		事業実施中にX(旧ツイッター)を活用し、事業内容を発信するなど情報発信の手段を工夫した。
歩っ人すぎなみ		財団ホームページから「歩っ人マップ」をダウンロードできるようにしている。

総事業数	4事業
------	-----

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業（第4号事業）

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へのスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

▼ プール

開催場所	種目	対象者	実施月等		延参加者
杉並第十小学校温水プール	小学生チャレンジスイム教室Ⅰ	小学1～2年生	4月～6月	8回	144人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅰ	小学3～6年生	4月～6月	8回	139人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅱ	小学1～2年生	9月～11月	8回	130人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅱ	小学3～6年生	9月～11月	8回	138人
	もうすぐ小学生水泳教室	年中・年長	3月	4回	62人
	にがてにチャレンジ水泳教室	小学1～2年生	3月	4回	67人
	アーティストックスイミング入門教室	小学1年～4年生	4月～10月	18回	117人
	アーティストックスイミング教室(経験者)	小学5年～中学生	4月～10月	18回	206人
	アーティストックスイミング体験会	小学生	3月	1回	11人
	ベーシックアクアサイズ	一般区民	4月～1月	8回	142人
	シェイプアップアクアサイズ	一般区民	4月～2月	9回	168人
	知的障がい者水泳教室	知的障がい者	11月～12月	3回	21人
	泳力アップコース(初級・中級)	一般区民	4月～3月	16回	124人
	個人向けワンポイントレッスン	一般区民	4月～3月	16回	128人
	プレストナイト①②春夏秋冬	一般区民	4月、10月、1月	6回	102人
	バックストロークナイト①②春夏秋冬	一般区民	5月、11月、2月	6回	81人
	バタフライナイト①②春夏秋冬	一般区民	6月、12月、3月	6回	78人
	夏休みワンポイントレッスン①②	一般区民	7月～8月	5回	76人
	うきうきウォーキング	一般区民	10月	3回	27人
	初心者向けビギナースイム	一般区民	12月	2回	12人
ゆるゆる水泳教室(新規)	一般区民	11月	3回	23人	
スポーツフェスティバル	一般区民	10月	1回	545人	
延参加者合計					2,541人

▼ 区から受託する教室・イベント

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者	
障害者スポーツネットワークへの支援	ユニバーサルタイム(荻窪・上井草)	TAC杉並区上井草スポーツセンター、荻窪体育館	障がい者等	4月～3月	13回	359人
	障害者スポーツネットワーク会議	TAC杉並区上井草スポーツセンター、荻窪体育館、杉並区役所	一般区民・障がい者	4月～2月	6回	62人
ふれあい運動会	杉並第十小学校	障がい者等	10月	1回	178人	
ふれあいフェスタ	セッション杉並	一般区民・障がい者	12月	1回	209人	
ふれあいスポ・レク体験会	高井戸地域区民センター	一般区民・障がい者	3月	1回	147人	
延参加者合計					955人	

▼区の事業への応援

事業名	開催場所	対象者	実施月等
重度心身障害者スポーツ教室(わいわいスポーツ教室)	TAC杉並区上井草スポーツセンターほか	障がい者	年6回 ※雨天中止1回
杉並区中学校対抗駅伝大会	済美山運動場	中学生	12月
交流自治体中学生親善野球大会	TAC杉並区上井草スポーツセンターほか	中学生	12月

総事業数	8事業	延参加者総数	3,496人
------	-----	--------	--------

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業（第5号事業）

杉並区から受託するスポーツ施設について、「杉並区体育施設等に関する条例・同条例施行規則」等に基づき、公平・公正な管理運営を行う。

○ 業務受託契約に基づく管理施設(受付業務)

施設	延利用者
蚕糸の森公園運動場	28,021人
杉並第十小学校温水プール	72,880人

※ 業務受託施設の利用料は区の歳入としている。

○ 団体登録受付事務

杉並区のスポーツ振興に寄与する団体を「社会体育団体」として認定し登録することにより、団体の育成を図る。
(令和5年度末現在登録団体数:4,715団体)

3 理事会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和5年 4月1日 (書面決議)	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団常務理事の選定について	原案承認
		報告第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事務局長について	報告了承
第2回	令和5年 4月28日	議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度事業報告について	原案承認
		議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度決算について	原案承認
		議題第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度第1回評議員会の招集について	原案承認
第3回	令和5年 7月4日 (書面決議)	議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度第2回評議員会の「決議の省略」について	原案承認
第4回	令和5年 10月20日	議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団派遣職員就業規程の一部を改正する規程について	原案承認
		報告第2号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和5年度上半期分)について	報告了承
		報告第3号	財団スポーツ推進プラン(令和5年度～令和12年度)について	報告了承
		報告第4号	令和6年度予算書(案)作成の基本的な考え方について	報告了承
第5回	令和6年 3月18日 (書面決議)	議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度第3回評議員会の「決議の省略」について	原案承認
第6回	令和6年 3月19日	議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事長の選定について	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度補正収支予算(第1号)について	原案承認
		議案第10号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度事業計画について	原案承認
		議案第11号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度収支予算について	原案承認
		議案第12号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第13号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度常勤役員の報酬額について	原案承認
		議案第14号	役員賠償責任保険の加入について	原案承認
		議案第15号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団就業規程の一部改正について	原案承認
		議案第16号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度第4回評議員会の招集について	原案承認
報告第5号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和5年度下半期分)について	報告了承		

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿

(順不同)

令和6年3月31日

	氏名	役職
理事長	白垣 学	杉並区副区長
常務理事	北風 進	杉並区スポーツ振興財団常務理事
理事	西上原 久	杉並区体育協会 会長
理事	枡尾 秀治	杉並区体育協会 副会長
理事	曾根 修	杉並区体育協会 副理事長
理事	野田 信雄	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 会長
理事	川名 海男	杉並区商店会連合会 副会長
理事	松岡 昇	杉並区スポーツ推進委員の会 副会長
理事	白石 高士	杉並区教育委員会教育長

監事	松重 忠之	日本公認会計士協会東京会杉並会 幹事
監事	森 雅之	杉並区会計管理室長

4 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和5年 5月15日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度決算について	原案承認
		報告第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度事業報告について	報告了承
第2回	令和5年 7月17日 (書面開催)	議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員の選任について	原案承認
第3回	令和6年 3月18日 (書面開催)	議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事の選任について	原案承認
第4回	令和6年 3月27日	議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度補正収支予算(第1号)について	原案承認
		議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度事業計画について	原案承認
		議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度収支予算について	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度常勤役員の報酬額について	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員並びに役員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正について	原案承認
		議案第10号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事の選任について	原案承認

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿

(順不同)

令和6年3月31日

氏名	役職
國定 利光	杉並区体育協会 副会長
碓井 和夫	杉並区体育協会 理事長
山口 由記子	杉並区体育協会 常任理事
石山 恵子	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 理事長
寺内 一	高千穂大学 学長
槻木 克美	杉並区町会連合会 常任理事
伊東 成子	杉並区障害者団体連合会 理事
井上 昭朗	杉並区いきいきクラブ連合会 会長
森 孝	杉並区立小学校長会 (堀之内小学校長)
長谷川 学	杉並区立中学校長会 (井荻中学校長)

以上のとおりであるが、令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団

令和5年度

決 算 書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

附属明細書

財産目録

貸借対照表

令和6年3月31日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	79,692,921	76,128,079	3,564,842
未収金	4,406,100	8,928,300	△ 4,522,200
貯蔵品	52,428	58,562	△ 6,134
前払金	1,000	1,000	0
前払費用	307,950	102,300	205,650
流動資産合計	84,460,399	85,218,241	△ 757,842
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	489,537,547	489,537,547	0
普通預金	10,462,453	10,462,453	0
基本財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
器具備品	97,707	167,326	△ 69,619
リース資産	2,986,334	0	2,986,334
電話加入権	72,000	72,000	0
保証金	0	10,000	△ 10,000
その他固定資産合計	3,156,041	249,326	2,906,715
固定資産合計	503,156,041	500,249,326	2,906,715
資産合計	587,616,440	585,467,567	2,148,873
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,238,090	7,906,671	2,331,419
未払消費税等	567,900	0	567,900
リース債務	581,142	0	581,142
預り金	10,154,063	15,830,462	△ 5,676,399
流動負債合計	21,541,195	23,737,133	△ 2,195,938
2. 固定負債			
リース債務	2,484,147	0	2,484,147
固定負債合計	2,484,147	0	2,484,147
負債合計	24,025,342	23,737,133	288,209
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)	(500,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	63,591,098	61,730,434	1,860,664
正味財産合計	563,591,098	561,730,434	1,860,664
負債及び正味財産合計	587,616,440	585,467,567	2,148,873

正味財産増減計算書

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

(単位:円)

科目	当該年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,343,400	2,343,400	0
基本財産運用益計	2,343,400	2,343,400	0
事業収益			
参加料収益	884,400	176,000	708,400
業務委託料収益	41,928,015	43,379,500	△ 1,451,485
事業収益計	42,812,415	43,555,500	△ 743,085
受取補助金等			
区補助金収入	104,934,368	103,305,895	1,628,473
受取補助金等計	104,934,368	103,305,895	1,628,473
雑収益			
受取利息	793	813	△ 20
雑収益	165,800	152,010	13,790
雑収益計	166,593	152,823	13,770
経常収益計	150,256,776	149,357,618	899,158
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,686,852	2,676,906	9,946
非常勤報酬	1,319,200	0	1,319,200
給料手当	80,867,431	78,742,188	2,125,243
福利厚生費	13,300,689	14,713,135	△ 1,412,446
旅費交通費	455,617	551,904	△ 96,287
通信運搬費	1,500,534	1,230,232	270,302
減価償却費	567,403	0	567,403
消耗什器備品費	186,690	341,470	△ 154,780
消耗品費	2,207,220	2,377,140	△ 169,920
印刷製本費	912,115	723,211	188,904
光熱水費	425,282	661,992	△ 236,710
賃借料	1,153,613	1,621,386	△ 467,773
保険料	208,650	194,288	14,362
諸謝金	5,650,620	5,621,829	28,791
租税公課	3,022,600	4,909,600	△ 1,887,000
支払負担金	11,482,551	13,131,410	△ 1,648,859
支払利息	72,009	0	72,009
委託費	12,575,403	13,375,295	△ 799,892
著作権使用料	36,828	36,828	0
手数料	616,299	346,007	270,292
事業費計	139,247,606	141,254,821	△ 2,007,215

科目	当該年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬	4,316,268	4,401,372	△ 85,104
給料手当	367,553	611,024	△ 243,471
福利厚生費	186,330	201,616	△ 15,286
会議費	0	2,073	△ 2,073
旅費交通費	9,657	17,303	△ 7,646
通信運搬費	45,348	45,586	△ 238
減価償却費	99,482	134,933	△ 35,451
手数料	32,210	18,211	13,999
消耗什器備品費	329,120	192,940	136,180
消耗品費	29,371	10,990	18,381
修繕費	52,316	0	52,316
印刷製本費	14,480	11,770	2,710
光熱水費	21,415	31,538	△ 10,123
賃借料	46,778	83,536	△ 36,758
保険料	254,510	249,560	4,950
租税公課	16,494	79,738	△ 63,244
支払負担金	377,300	238,500	138,800
支払利息	3,790	0	3,790
委託費	2,911,084	2,075,431	835,653
渉外費	35,000	16,678	18,322
管理費計	9,148,506	8,422,799	725,707
経常費用計	148,396,112	149,677,620	△ 1,281,508
評価損益等調整前当期経常増減額	1,860,664	△ 320,002	2,180,666
当期経常増減額	1,860,664	△ 320,002	2,180,666
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
前期損益修正益	0	189,048	△ 189,048
損害賠償金	0	12,600	△ 12,600
経常外収益計	0	201,648	△ 201,648
(2) 経常外費用			
器具備品除却損	0	1	△ 1
前期損益修正損	0	189,048	△ 189,048
経常外費用計	0	189,049	△ 189,049
当期経常外増減額	0	12,599	△ 12,599
当期一般正味財産増減額	1,860,664	△ 307,403	2,168,067
一般正味財産期首残高	61,730,434	62,037,837	△ 307,403
一般正味財産期末残高	63,591,098	61,730,434	1,860,664
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	563,591,098	561,730,434	1,860,664

正味財産増減計算書内訳表

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,109,060	234,340	2,343,400
基本財産運用益計	2,109,060	234,340	2,343,400
事業収益			
参加料収益	884,400	0	884,400
業務委託料収益	41,928,015	0	41,928,015
事業収益計	42,812,415	0	42,812,415
受取補助金等			
区補助金収入	95,861,942	9,072,426	104,934,368
受取補助金等計	95,861,942	9,072,426	104,934,368
雑収益			
受取利息	713	80	793
雑収益	89,800	76,000	165,800
雑収益計	90,513	76,080	166,593
経常収益計	140,873,930	9,382,846	150,256,776
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,686,852	0	2,686,852
非常勤報酬	1,319,200	0	1,319,200
給料手当	80,867,431	0	80,867,431
福利厚生費	13,300,689	0	13,300,689
旅費交通費	455,617	0	455,617
通信運搬費	1,500,534	0	1,500,534
減価償却費	567,403	0	567,403
消耗什器備品費	186,690	0	186,690
消耗品費	2,207,220	0	2,207,220
印刷製本費	912,115	0	912,115
光熱水費	425,282	0	425,282
賃借料	1,153,613	0	1,153,613
保険料	208,650	0	208,650

科目	公益目的事業 會計	法人會計	合計
諸謝金	5,650,620	0	5,650,620
租税公課	3,022,600	0	3,022,600
支払負担金	11,482,551	0	11,482,551
支払利息	72,009	0	72,009
委託費	12,575,403	0	12,575,403
著作権使用料	36,828	0	36,828
手数料	616,299	0	616,299
事業費計	139,247,606	0	139,247,606
管理費			
役員報酬	0	4,316,268	4,316,268
給料手当	0	367,553	367,553
福利厚生費	0	186,330	186,330
旅費交通費	0	9,657	9,657
通信運搬費	0	45,348	45,348
減価償却費	0	99,482	99,482
手数料	0	32,210	32,210
消耗什器備品費	0	329,120	329,120
消耗品費	0	29,371	29,371
修繕費	0	52,316	52,316
印刷製本費	0	14,480	14,480
光熱水費	0	21,415	21,415
賃借料	0	46,778	46,778
保険料	0	254,510	254,510
租税公課	0	16,494	16,494
支払負担金	0	377,300	377,300
支払利息	0	3,790	3,790
委託費	0	2,911,084	2,911,084
渉外費	0	35,000	35,000
管理費計	0	9,148,506	9,148,506
経常費用計	139,247,606	9,148,506	148,396,112
評価損益等調整前当期経常増減額	1,626,324	234,340	1,860,664
当期経常増減額	1,626,324	234,340	1,860,664

科目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	1,626,324	234,340	1,860,664
当期一般正味財産増減額	1,626,324	234,340	1,860,664
一般正味財産期首残高	△ 48,166,469	109,896,903	61,730,434
一般正味財産期末残高	△ 46,540,145	110,131,243	63,591,098
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	50,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	450,000,000	50,000,000	500,000,000
III 正味財産期末残高	403,459,855	160,131,243	563,591,098

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……取得価額による(償却原価法については、取得価額と債券金額との差額の重要性が乏しいため、適用していない)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

器具備品……定率法によっている。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価格をゼロとする定額法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	0	0	489,537,547
普通預金	10,462,453	0	0	10,462,453
合計	500,000,000	0	0	500,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	(489,537,547)	—	—
普通預金	10,462,453	(10,462,453)	—	—
合計	500,000,000	(500,000,000)	—	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	3,898,721	3,801,014	97,707
リース資産	3,583,600	597,266	2,986,334

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
東京都公募公債(10年)第785回	100,000,000	99,270,000	△ 730,000
利付国債(20年)第109回	49,965,000	53,785,000	3,820,000
大阪府公募公債 第413回	39,621,547	39,744,000	122,453
第152回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,490,000	490,000
第153回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,440,000	440,000
名古屋市第500回10年公募公債	99,951,000	99,618,500	△ 332,500
合 計	489,537,547	493,347,500	3,809,953

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	15,096,105	114,695,000	120,030,473	9,760,632	預り金

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	489,537,547	0	0	489,537,547
	普通預金	10,462,453	0	0	10,462,453
	基本財産計	500,000,000	0	0	500,000,000
その他固定資産	器具備品	167,326	0	69,619	97,707
	リース資産	0	3,583,600	597,266	2,986,334
	電話加入権	72,000	0	0	72,000
	保証金	10,000	0	10,000	0
	その他固定資産計	249,326	3,583,600	676,885	3,156,041
合計		500,249,326	3,583,600	676,885	503,156,041

2. 引当金の明細

該当なし

財産目録

令和6年 3月 31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金 預金	手元保管	運転資金等及び釣銭	360,845		
		普通預金				
		みずほ銀行 荻窪支店(一般口)	事業実施に伴う支払いに充てるために保有している。	57,477,745		
		みずほ銀行 荻窪支店 (区民スポーツ口)	同上	16,940		
		振替口座				
		ゆうちょ銀行	職員の給与等の支払いに充てるために保有している。	21,837,391		
	未収金	杉並区役所	公益目的事業の業務受託料	4,393,500		
		施設利用者	ロッカー明け渡し等に関する損害賠償金	12,600		
	貯蔵品	本部	未使用印紙、切手、はがき他	52,428		
	前払金	ライフカード(株)	プリペイドカード未使用額	1,000		
前払費用	ライフサポート(株)	令和6年度スポーツ普通傷害保険料他	205,650			
	(株)ザーブリンク	令和6年度4月～6月分教室web申込委託費	102,300			
流動資産合計				84,460,399		
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	東京都公募公債(10年)第785回	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	100,000,000	
			利付国債(20年)第109回	同上	49,965,000	
			大阪府公募公債 第413回	同上	39,621,547	
			第152回共同発行市場公募地方債	同上	100,000,000	
			第153回共同発行市場公募地方債	同上	100,000,000	
			名古屋市第500回10年公募公債	同上	99,951,000	
		普通預金	みずほ銀行 荻窪支店	同上	10,462,453	
		その他固定資産	器具備品	シュレッダー他	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	10
				パソコン他	管理業務用財産であり、管理業務の用に供している。	97,697
			リース資産	高速フルカラー印刷機	共用財産であり、公益目的事業の用に95%、管理業務の用に5%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	2,986,334
電話加入権	本部		共用財産であり、公益目的事業の用に83.3%、管理業務の用に16.7%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	72,000		
固定資産合計				503,156,041		
資産合計				587,616,440		

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払金	職員給与	3月分(4月15日支給分)	5,824,637
		杉並年金事務所	社会保険料2,3月分	2,186,049
		杉並区役所	本部清掃費・光熱水費3月分	1,155,224
		講師及びアドバイザー	謝金3月分	304,385
		和泉ビジネスマシン(株)	ノートパソコン購入費	159,500
		ニッセイファシリティ(株)	業務委託料	131,200
		その他	電話料金他	477,095
	未払消費税等	杉並税務署	令和5年度消費税及び地方消費税	567,900
	リース債務	NX・TCリース&ファイナンス(株)	令和6年度リース料	581,142
	預り金	杉並区役所	令和5年度補助金返還額	9,760,632
杉並税務署		源泉所得税	184,502	
杉並年金事務所他		社会保険料他	208,929	
流動負債合計				21,541,195
(固定負債)	リース債務	NX・TCリース&ファイナンス(株)	令和7年度以降リース料	2,484,147
固定負債合計				2,484,147
負債合計				24,025,342
正味財産				563,591,098

令和5年度

決算監査報告書

決算監査報告書


監査報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

理事長 白垣 学 殿

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

監事 松重 忠之 

監事 喜多川 和美 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業
- (2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業
- (3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業
- (4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業
- (5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の

法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 360,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1） 理事及び監事の選任又は解任
- （2） 理事及び監事の報酬等の額
- （3） 評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- （5） 定款の変更
- （6） 残余財産の処分
- （7） 基本財産の処分又は除外の承認
- （8） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、

必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の日の 7 日前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長(前項の規定により副理事長を置くときに限る。)及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長(前条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。)及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長(第22条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。以下「副理事長を置くときに限る。」という。)及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長(副理事長を置くときに限る。)及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第 28 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1 名以上 3 名以下とする。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長（副理事長を置くときに限る。）及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経る

ことなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第

17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第41条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、松沼信夫とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、栗田和雄とする。

附 則（平成29年3月23日）

改正する定款は平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日）

改正する定款は令和4年4月1日から施行する。

令和 5 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書



発行 令和6年(2024年)5月

(公財) 杉並区スポーツ振興財団
杉並区阿佐谷南一丁目14番2号
電話(03)5305-6161

令和6年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画・収支予算

資金調達及び設備投資の見込み

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目 次

令和6年度	事業計画書	3
令和6年度	収支予算書	11
令和6年度	資金調達及び設備投資の見込み	17

令和6年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画書

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

当該年度における1年間の事業計画は次のとおりである。

1 スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツや文化等に親しみ、生涯にわたりスポーツや文化等の地域活動に参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民スポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

<都立高校を利用した教室>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
杉並こども歌舞伎塾	西高校	小学生～高校生	13回	16人	1	1
スポーツチャレンジ教室	豊多摩高校	小学生～一般区民	8回	20人	1	1
都立学校団体使用	豊多摩高校	小学生～中学生	20回	16人	1	1

<区施設及び民間施設等を利用した教室>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
スポーツ・レクリエーションの出張教室	ケア24、町会、地域区民センター等	一般区民	15回	15人	1	1
スポーツ・レクリエーションの出張教室	障がい者施設	障がい者	8回	15人	1	1
ふれあいフットサル	高円寺みんなの体育館	障がい者	6回	30人	1	1
ウォーキングフットボール	高円寺みんなの体育館	障がい者・一般区民	6回	30人	1	1
ビーチスポーツ	TAC杉並区永福体育館 ビーチコート	一般区民	1回	30人	2	1
ウォーキングラリー	杉並区交流協会	外国人	1回	30人	1	1

<野外事業>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
区民歩こう会(春)	都内各所	一般区民	1回	200人	1	1
区民歩こう会(秋)	関東各所	一般区民	1回	200人	1	1
ファミリー駅伝	蚕糸の森公園運動場	一般区民	1回	300人	1	1
カヌー教室	青梅市多摩川	小学生親子	1回	30人	2	1

<共催事業>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
ゴルフ体験教室	ハイランドセンター	一般区民	4回	12人	1	1
わんぱく相撲大会	阿佐ヶ谷中学校	小学生	1回	300人	1	1
ふれあいスポ・レクまつり	荻窪体育館	一般区民	1回	300人	1	1
スキー教室	上信越方面	一般区民	1回	40人	1	1

<イベント・大会等>

事業名	開催場所	対象者	規模等
区民体育祭	区内体育施設	一般区民	夏季大会(2競技)、 秋季大会(23競技)、 冬季大会(3競技)、 スポーツ・レクリエーション大会(15競技)
都民スポーツ大会派遣	都内各体育施設	一般区民	夏季大会(2競技)、 冬季大会(2競技)、 春季大会(28競技)
スポーツフェスティバル東京派遣	都内各体育施設	一般区民	陸上競技ほか 17種目
都民スポレクふれあい大会派遣	都内各体育施設	一般区民	ミニテニスほか 6種目
応援するスポーツ	味の素スタジアムほか	小学生・ 一般区民	プロチーム(Jリーグ)やパラスポーツの観戦 を実施する。
スポーツフェスティバル	区立体育施設	一般区民	区立体育施設の周知につながる事業を実施する。
スポーツ始めキャンペーン	区内体育施設ほか	一般区民	期間中に区内体育施設や民間施設等で実施するスポーツ教室に、無料又は割引で参加できるキャンペーンを実施する。
スポーツコンシェルジュ	区立施設	一般区民	スポーツの日等のイベントに、「スポーツ・運動をしたい」という区民の相談に適切に応じるスポーツコンシェルジュを区体育施設等に配置する。

第1号事業	25事業	23,621人
-------	------	---------

2 スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

事業名	開催場所	対象者	規模等
スポレク体験事業	区内体育施設	一般区民	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション種目の普及と、スポーツ・レクリエーション団体の支援を行う。
スポーツアドバイザーの派遣	区立体育館	一般区民	区立体育館の一般使用時に、利用者間の円滑な使用促進・種目の普及を目指してスポーツアドバイザーを配置する(8種目)
専門家派遣事業	区立小・中学校	小・中学生	授業にトップアスリートや指導者を派遣(サッカー、陸上、バスケットボール等)し、児童・生徒の体力向上・運動能力向上を図る。30回
児童館等連携事業	児童館・学童クラブ等	乳幼児～高校生	児童館・学童クラブ等へ指導者を派遣(卓球、チアダンス等)して、子どもたちへスポーツに親しみ興味をもつことができるよう教室を開催する。70回
スポーツ・レクリエーションの出張教室	民間障がい者通所施設	障がい者・施設職員	民間障がい者通所施設にスポーツ・レクリエーション指導者を派遣し、障がい者に体を動かす機会を提供するとともに、施設で自主的に実施できるよう支援する。
すぎなみスポーツアカデミー	区立施設	一般区民	スポーツ指導者等を養成し、地域におけるスポーツの推進につなげるため、様々な講習会や講座等を開催する。
部活動活性化事業	区立中学校	中学生	中学校の部活動の顧問教員の負担軽減を図り、部活動の一層の充実を図るため、スポーツ協会加盟団体等の協力を得ながら、部活動支援を進める。
杉並区スポーツ協会事務局、杉並区スポーツ・レクリエーション協会事務局	スポーツ団体	スポーツ団体	事務局として、杉並区スポーツ協会及び杉並区スポーツ・レクリエーション協会の運営上の支援・活動上の支援を行う。
講演会・講習会の開催	区立施設	スポーツ団体	杉並スポーツ協会、杉並区スポーツ・レクリエーション協会と共催又は協力し、講演会・講習会を開催する。
総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援	区立施設	一般区民・スポーツ団体	杉並区の特徴に見合った総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援に向けた取組を行う。
初級パラスポーツ指導員養成講習会	区立施設	一般区民	障がい者スポーツの普及・促進に向けて、障がい者のスポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を育成する。
スポーツ用具の貸出	区内施設	一般区民・スポーツ団体	区内施設やスポーツ団体等に無償でスポーツ用具を貸出すことによって、自主的にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう支援する。

第2号事業	12事業
-------	------

3 スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

項目	対象者	規模等
広報紙の発行	一般区民	財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行する。 年5回 694,000部 (各138,800部) ① 4月15日号 (地域のスポーツ紹介、4月～7月の教室情報等) ② 7月1日号 (プール特集、7月～10月の教室情報等) ③ 9月15日号 (スポーツフェスティバル特集、9月～11月の教室情報等) ④ 11月1日号 (地域のスポーツの紹介、11月～2月の教室情報等) ⑤ 1月15日号 (地域のスポーツの紹介、1月～5月の教室情報等)
財団ホームページ	一般区民	地域のスポーツ・運動の情報をわかりやすく発信するホームページの運営に努め、身近なスポーツに関する話題や教室等の案内、杉並区スポーツ協会、杉並区スポーツ・レクリエーション協会等の情報を掲載する。
SNS	一般区民	SNSを活用し、機動的に身近なスポーツに関する話題や教室等の情報発信を行う。
歩っとすぎなみ	一般区民	区内等のウォーキングのマップによる情報提供を行う。

第3号事業	4事業
-------	-----

4 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

<プール>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
小学生チャレンジスイム教室Ⅰ	杉並第十小学校 温水プール	小学1～2年生	8回	20人	1	1
小学生チャレンジスイム教室Ⅰ		小学3～6年生	8回	20人	1	1
小学生チャレンジスイム教室Ⅱ		小学1～2年生	8回	20人	1	1
小学生チャレンジスイム教室Ⅱ		小学3～6年生	8回	20人	1	1
もうすぐ小学生水泳教室		年中・年長	4回	20人	1	1
にがてにチャレンジ水泳教室		小学1～3年生	4回	20人	1	1
アーティストックススイミング入門教室		小学生	20回	20人	1	1
アーティストックススイミング教室(経験者)		小学4年～中学生	20回	20人	1	1
アーティストックススイミング体験会		小学生	1回	20人	1	1
ベーシックアクアサイズ		一般区民	10回	20人	1	1
シェイプアップアクアサイズ		一般区民	10回	20人	1	1
知的障がい者水泳教室		知的障がい者	4回	10人	1	1
泳力アップコース(初級・中級)		一般区民	18回	8人	1	1
個人向けワンポイントレッスン		一般区民	18回	8人	1	1
プレストナイト①②春夏秋冬		一般区民	6回	10人	2	1
バックストロークナイト①②春夏秋冬		一般区民	6回	10人	2	1
バタフライナイト①②春夏秋冬		一般区民	6回	10人	2	1
夏休みワンポイントレッスン①②		一般区民	5回	8人	2	1
うきうきウォーキング		一般区民	3回	10人	1	1
初心者向けビギナースイム		一般区民	3回	10人	1	1
ゆるゆる水泳教室	一般区民	3回	10人	1	1	
スポーツフェスティバル	一般区民	1回	400人	1	1	

<区から受託するスポーツ・レクリエーション事業>

事業名	開催場所	対象者	規模等
ユニバーサルタイムの実施	区立体育施設	障がい者	ユニバーサルタイム実施にあたっての支援・周知を行うとともに、障害者スポーツネットワーク会議の運営支援を行う。
ふれあい運動会	区立施設	障がい者	障がい者団体が実施するイベントにおいて誰もが楽しめるようポンダンス体験等を実施し、スポーツを通じた交流を促進する。
ふれあいフェスタ	区立施設	障がい者・一般区民	障がい者団体が実施するイベントにおいて体を動かすきっかけとなるようなスポーツ・レクリエーション体験の機会を提供する。
ふれあいスポレク体験会	区立施設	障がい者・一般区民	障がいのある人もない人も、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション体験の機会を提供する。
【区主催事業】重度心身障害者スポーツ教室 わいわいスポーツ教室	区立体育施設	障がい者	事業への協力を行う。
【区主催事業】杉並区中学校対抗駅伝大会	区立施設	中学生	事業の応援をする。
【区主催事業】交流自治体中学生親善野球大会	区立施設	中学生	事業の応援をする。

第4号事業	8事業	6,658人
-------	-----	--------

5 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設について、「杉並区体育施設等に関する条例・同条例施行規則」等に基づき、公平・平等な施設管理を行う。

- (1) 施設の管理運営
 受付案内業務
- (2) 団体登録

管理区分	種別	施設
業務受託	運動場	蚕糸の森公園運動場
	プール	杉並第十小学校温水プール

6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業(第6号事業)

- (1) 各種会議の開催
 - ① 理事会・評議員会の開催
 財団の事業計画や予算・決算等を審議する。
- (2) 各種研修の実施
 職員の専門知識やスキルアップを図ることを目的として、各種研修を実施する。
 また、他の機関が開催するセミナーや講習会への積極的な参加を進める。
 - ・普通救命講習
 - ・事業の企画等に関する研修

令和6年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

収支予算書

収支予算書

令和6年度収支予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の収支予算は、次の定めるところによる。

(収支予算の総額)

収益の総額は、176,656千円、費用の総額は、181,309千円と定める。

なお、当期収支差額△4,653千円は、前期繰越金を以ってこれに充てる。

(収支予算の科目の区分及び金額)

収支予算の科目の区分及び金額は、次表による。

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額 (補正1号後)	比較 増(△)減
	公 1					
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	2,110,000	234,000	0	2,344,000	2,344,000	0
基本財産受取利息	2,110,000	234,000	0	2,344,000	2,344,000	0
事業収益	48,088,000	0	0	48,088,000	44,739,000	3,349,000
参加料収益	1,156,000	0	0	1,156,000	1,854,000	△ 698,000
業務受託料収益	46,932,000	0	0	46,932,000	42,885,000	4,047,000
受取補助金等	115,814,000	10,195,000	0	126,009,000	114,695,000	11,314,000
区補助金収入	115,814,000	10,195,000	0	126,009,000	114,695,000	11,314,000
受取寄付金	0	1,000	0	1,000	1,000	0
雑収益	144,000	70,000	0	214,000	138,000	76,000
受取利息	0	2,000	0	2,000	2,000	0
雑収益	144,000	68,000	0	212,000	136,000	76,000
経常収益計	166,156,000	10,500,000	0	176,656,000	161,917,000	14,739,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額 (補正1号後)	比較 増(△)減
	公 1					
(2) 經常費用						
事業費						
役員報酬	2,706,000	0	0	2,706,000	2,688,000	18,000
非常勤報酬	1,959,000		0	1,959,000	0	1,959,000
給料手当	95,131,000	0	0	95,131,000	83,908,000	11,223,000
福利厚生費	19,503,000	0	0	19,503,000	16,250,000	3,253,000
旅費交通費	579,000	0	0	579,000	503,000	76,000
通信運搬費	1,802,000	0	0	1,802,000	1,688,000	114,000
減価償却費	651,000	0	0	651,000	651,000	0
消耗品費	3,360,000	0	0	3,360,000	5,326,000	△ 1,966,000
印刷製本費	1,499,000	0	0	1,499,000	1,709,000	△ 210,000
光熱水費	707,000	0	0	707,000	626,000	81,000
賃借料	1,605,000	0	0	1,605,000	2,247,000	△ 642,000
保険料	376,000	0	0	376,000	422,000	△ 46,000
諸謝金	9,483,000	0	0	9,483,000	9,292,000	191,000
租税公課	2,823,000	0	0	2,823,000	2,823,000	0
負担金支出	13,316,000	0	0	13,316,000	13,361,000	△ 45,000
支払利息	64,000	0	0	64,000	73,000	△ 9,000
委託費	14,554,000	0	0	14,554,000	14,683,000	△ 129,000
著作権料	41,000	0	0	41,000	41,000	0
手数料	650,000	0	0	650,000	380,000	270,000
事業費計	170,809,000	0	0	170,809,000	156,671,000	14,138,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額 (補正1号後)	比較 増(△)減
	公 1					
管理費						
役員報酬	0	4,755,000	0	4,755,000	4,728,000	27,000
給料手当	0	446,000	0	446,000	620,000	△ 174,000
福利厚生費	0	267,000	0	267,000	269,000	△ 2,000
旅費交通費	0	18,000	0	18,000	16,000	2,000
通信運搬費	0	61,000	0	61,000	52,000	9,000
減価償却費	0	100,000	0	100,000	100,000	0
消耗什器備品費	0	524,000	0	524,000	150,000	374,000
消耗品費	0	41,000	0	41,000	40,000	1,000
修繕費	0	100,000	0	100,000	100,000	0
印刷製本費	0	139,000	0	139,000	139,000	0
光熱水費	0	36,000	0	36,000	33,000	3,000
賃借料	0	63,000	0	63,000	47,000	16,000
保険料	0	272,000	0	272,000	272,000	0
租税公課	0	300,000	0	300,000	376,000	△ 76,000
負担金支出	0	445,000	0	445,000	370,000	75,000
支払利息	0	3,000	0	3,000	4,000	△ 1,000
委託費	0	2,851,000	0	2,851,000	2,561,000	290,000
手数料	0	34,000	0	34,000	20,000	14,000
渉外費	0	30,000	0	30,000	30,000	0
雑費	0	15,000	0	15,000	15,000	0
管理費計	0	10,500,000	0	10,500,000	9,942,000	558,000
經常費用計	170,809,000	10,500,000	0	181,309,000	166,613,000	14,696,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額 (補正1号後)	比較 増(△)減
	公 1					
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 4,653,000	0	0	△ 4,653,000	△ 4,696,000	43,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,653,000	0	0	△ 4,653,000	△ 4,696,000	43,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 4,653,000	0	0	△ 4,653,000	△ 4,696,000	43,000
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前 当期一般正味財産増減額	△ 4,653,000	0	0	△ 4,653,000	△ 4,696,000	43,000
当期一般正味財産増減額	△ 4,653,000	0	0	△ 4,653,000	△ 4,696,000	43,000
一般正味財産期首残高	△ 48,167,000	109,897,000	0	61,730,000	62,037,000	△ 307,000
一般正味財産期末残高	△ 52,820,000	109,897,000	0	57,077,000	57,341,000	△ 264,000
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	50,000,000	0	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	450,000,000	50,000,000	0	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	397,180,000	159,897,000	0	557,077,000	557,341,000	△ 264,000

令和6年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

資金調達及び設備投資の見込み

令和6年度資金調達及び設備投資の見込み

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 資金調達の見込みについて

なし

2 設備投資の見込みについて

なし

令和6年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込み

令和6年3月発行



《編集・発行》

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

杉並区阿佐谷南一丁目 14 番 2 号

みなみ阿佐ヶ谷ビル 8 階

電話 03(5305)6161

FAX 03(5305)6162